

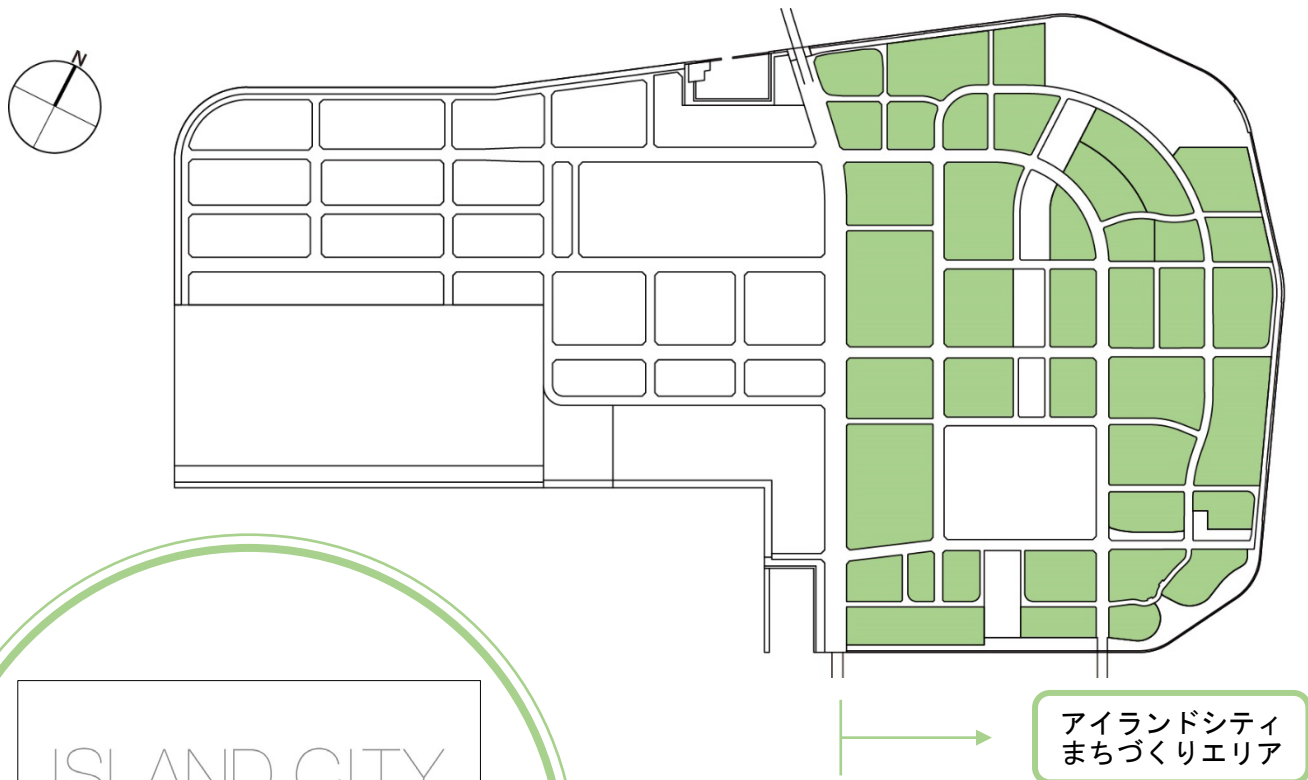
デザインガイドラインに基づく手続きのご案内

アイランドシティのまちづくりエリアにおいては、都市としての魅力向上を図るため、景観のルールとして、アイランドシティ・デザインガイドライン（以下、「ガイドライン」）を策定しています。景観に関する行為等を行う場合は、ガイドラインに適合させるとともに、福岡市へ手続きを行う必要があります。

本紙では、主に手続きの方法についてご案内いたします。具体的な基準については、ガイドラインをご確認ください。

Q. ガイドラインが適用される範囲はどこか？

A. アイランドシティのまちづくりエリアのうち、以下の **着色部分** です。



アイランドシティ・デザインガイドライン
(令和8年4月改訂版)

が適用されます。

まずはP40で地区区分をご確認ください。
地区区分ごとの具体的な基準はP52～59に記載しています。

Q. 手続きが必要となる行為は？

A. 「建築行為」及び「外部景観に関する行為」が手続きの対象となります。

建築行為

建築物の

新築
増築
改築
移転

外部景観に関する行為

建築物の色彩の変更
緑化面積の変更
屋外広告物の新設、変更
塀や柵の新設、変更 など

手続きが必要かどうか
ご不明な場合は
お問い合わせください。

Q. ガイドラインはどこで入手できるのか？

A. 福岡市ホームページにてご確認いただけます。

福岡市ホーム > 市政全般 > 港湾・アイランドシティ
> アイランドシティ WonderfulOne (トップページ) > 資料集 (アイランドシティ)



Q. 手続きの方法は？

A. 右図の通りとなっております。
ガイドライン単独での届出は不要です。都市景観形成地区の届出を都市景観室に提出いただくことで、市内で届出書類が共有され、港湾空港局がガイドラインの確認を行います。

ガイドラインに関する修正のご連絡や、お問い合わせの対応については港湾空港局が行います。

事前相談

都市景観室

アイランドシティ・香椎照葉地区 都市景観形成地区の届出※

左記の窓口に、必要書類を届出してもらい、景観形成基準に適合しているか確認を行います。

※届出の可否は都市景観形成地区のルールに基づきます。

(市役所内部で届出書類を共有)

港湾空港局

デザインガイドラインの確認

事業者からの書類の届出は不要であり、都市景観形成地区の届出書類により、本ガイドラインに適合しているか確認を行います。

(内容に疑義がある場合は、別途、港湾空港局から連絡します。)

建築確認申請

工事着手

※都市景観形成地区の届出については、福岡市ホームページにてご確認いただけます。

福岡市ホーム > 市政全般 都市景観・公園・緑化・花 > 都市景観 > 建物等の計画に関すること (景観法届出制度)
担当部署 住宅都市みどり局 都市景観室 TEL 092-711-4589



Q. 法令に基づく手続きなのか？

A. 都市景観形成地区の届出は景観法に基づく手続きですが、ガイドラインの確認については、法令に基づく手続きではありません。土地の売買契約時に、市(売主)と事業者(買主)との間で締結した協定書において、ガイドラインの基準への適合を求めているものです。

Q. 他に必要な手続きはあるか？

A. 地区計画、景観協定等の手続きが必要となる場合があります。

また、アイランドシティ全域において、アイランドシティ環境配慮指針に基づく手続きが必要です。

手続き	担当部署	
地区計画の区域内における建築行為等の届出	住宅都市みどり局 都市計画課	TEL : 092-711-4388 検索ワード : 福岡市 地区計画
各協定区域内の建築行為等の制限 (景観協定・建築協定・緑地協定)	各協定の運営委員会	検索ワード : 福岡市 ○○協定
アイランドシティ環境配慮指針に基づく届出	環境局 環境調整課	TEL : 092-733-5389 検索ワード : アイランドシティ環境配慮指針

※本表は必要な手続きのすべてを網羅するものではありません。

お問い合わせ先

福岡市 港湾空港局 事業調整部 事業管理課
〒812-8620 福岡市博多区沖浜町12-1 博多港センタービル5階
TEL 092-282-7043 / FAX 092-282-7044
Mail jig yokanri.PHB@city.fukuoka.lg.jp